論文審査の結果の要旨

論文提出者氏名 三津間 康幸

本論文のタイトルは「セレウコス朝およびアルシャク朝時代の王権の展開と都市バビロン—『日誌』を主要資料とした研究」であり、その研究対象は、現在大英博物館に保管されているアッカド語楔形文字資料の『(天文) 日誌』

(Astronomical Diaries and Related Texts from Babylonia = ADRTB、以下『日誌』)である。合計 447 個の粘土板から成るコーパスで、記録されている年代は前7世紀半ばから前1世紀前半にわたる。作成に当たったのは、バビロン市内にあって主神マルドゥクを祀るエサギラ神殿の神職、具体的にはそこに奉職する書記たちである。バビロンは紀元前4世紀の後半以降、相次いでギリシア・マケドニア系のセレウコス朝とイラン・パルティア系のアルシャク朝の支配下に置かれた。土着住民の日常言語もアラム語に変わっていたが、エサギラ神殿の書記たちはその間もアッカド語で古来の楔形文字を使って日誌を記録し続けた。1980年代後半から本格的な校訂作業が進み、その大部分の粘土板について写真版、ローマ字の翻字テクストと英訳が刊行されており、一部はその作業がなお継続中である。

本論文は、その内のセレウコス朝とアルシャク朝の支配期に相当する『日誌』を主たる資料として、さらに『(バビロニア) 年代誌』(Babylonian Chronicles of the Hellenistic Period=BCHP、以下『年代誌』)と呼ばれる補助資料も用いながら、(1) 『日誌』に言及される諸官職の権限や地位,在職者の権能や行動の特徴、(2) 都市バビロンと支配者である王権との関係、という二つの問題を設定している。全体で 3 部 10 章とまとめの終章からなる。

第1部は、『日誌』が厳格な規則によって作成された一連のもの(シリーズ)であること、そこに継続的に言及される官職名がそれぞれ特定の対象を指す術語であることを証明している。また、いくつかの『年代誌』は個別の『日誌』を参照しながら、書かれていることも説得的に論証している。第2部では、ある程度継続的に言及され、支配者側の王権の一部を構成する官職の権限と地位、在職者の行動が分析される。第3部では、対象となる時代の都市バビロンにどのような住民集団が存在したか、それぞれが支配者側の王権とどのような関係にあったかを解明している。特にその内の第10章では、『日誌』に繰り返し現れる「生命のための供犠」と呼ばれる儀式について、それが捧げられる対象、目的、供物の中身、手順などを分析している。最後の終章では、第2部、第3部の議論を総括し、支配者側の王権に属する官職と都市バビロンとの関係に見られる変化を、通時的な観点から明らかにし、その原因について論じている。

次に本研究の独創的な点について言えば、これまで多くの先行研究は、バビロンを含むオリエント世界についても、アレクサンドロスの東征以後アルシャク朝時代までを「ヘレニズム時代」として一括し、その間の数百年に属する資料を共時的に用いて、制度や都市の姿を論じてきた。これに対して本研究は、まずその数百年間の官職や事象についてのデータを時系列的に配列して、実に詳細な一覧表を数種類にわたって作成している。これらの一覧表はこれまでの先行研究にはまったく存在しなかったものであり、国際的にみても今後の研究にとって大変有用な基礎資料となるはずである。また、個々の粘土板に記録されている期間を規準にした「短期日誌」と「中期日誌」への分類、その「中期日誌」がさらに長い期間の「長期日誌」へ編集されてゆく過程の解明もきわめて独創的である。

もちろん、本研究にはいくつかの不足点も残されている。(1) 政治制度に関する静態的研究としては成功しているが、制度の変動に関する動態的研究が弱体である。具体的には、例えば官職の職掌の変化、あるいは、都市バビロン内部の集団が相互に溶解した可能性などを、碑文などの考古学的資料も用いて検討することが必要でもあり、可能でもある。(2) 論文全体が資料をミクロな時間軸の中に位置づけること(第1部)に片寄っている。対象となるテクストは、マクロに見れば、古代メソポタミア文明の最後の局面に当たる。そのことが持つ歴史的・文化史的意義についての考察があるべきである。(3) 空間的にも局所的な問題に集中していて、バビロン周辺の都市や地域との関連づけに乏しい。例えば、第3部第10章のテーゼは、セレウコス朝とアルシャク朝の宗教政策に関する隣接分野の研究とどう両立し得るのか。こうした点についても目配りが望まれる。

しかし、これらは今後の研究に残された課題というべきものであり、前述のような本研究の独創的な貢献の価値を減じるものではない。したがって、本審査員会は博士(学術)の学位を授与するにふさわしいものと認定する。